

環境省環境教育推進室 様

環境教育等の推進に関する基本的な方針改定案に係る意見

環境教育等の推進に関する基本的な方針改定案に係る意見を以下のとおり提出します。

1. 特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）代表理事 小玉敏也
2. 住所：〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-38-5 日能研ビル 201
3. 連絡先電話番号、電子メールアドレス：Tel: 03-5834-2061/ 090-6020-2174（横田）
Email:jimukyoku@esd-j.org
4. 5. 該当箇所と意見は以下の通り

総論

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（案）（以下「基本方針（案）」という。）は、よく整理されていると考えますが、細かい修正を別として、いくつかの基本的な事項が欠落していると考えられます。以下それらの事項について意見を述べます。

1. **環境教育を実施または支援する主体として、教育機関が明確に意識されていません。**
教育機関としては、地方公共団体の教育委員会、初等中等教育機関、高等教育機関に加え、国際的には職業訓練施設等が含まれます。基本方針（案）の中では、**特に職業訓練施設については全く触れられていません。**教育機関は環境教育の推進のために重要な役割を果たすので、**明示的な位置づけをする必要がある**と考えます。
2. **環境教育を実施または支援する主体として、市民社会組織や学会等が明示的に示されていません。**
環境教育や ESD の推進には、日本自然保護協会、日本野鳥の会等の多くの NPO、NGO や、日本環境教育学会、日本 ESD 学会、日本国際理解教育学会をはじめとする多くの学会が貢献してきました。**それらの組織の位置づけを明確にするとともに、それらの組織に対する直接、間接の支援方を基本方針に盛り込むべき**と考えます。
3. **環境教育の目的と視点に関し、ジェンダー平等の視点を明確に示すことが不可欠**と考えます。
現在の基本方針（案）では、ジェンダーの視点について全く触れられていませんが、国際的な動向を鑑みれば、環境教育、ESD においてジェンダーの視点は欠かせません。また、**障害者や高齢者等の社会的弱者に対する配慮も重要**であり、環境教育、ESD 推進に際しての視点に含まれる必要があると考えます。また、各学校ではインクルーシブ教育が推進されていきますが、**様々な障害を持つ者と持たない者が、ともに学び合う場として環境教育が貴重な機会**であると考えます。
4. 同じく環境教育の目的と視点に関し、環境教育等推進専門家会議の実質的な審議が昨年 11 月に終了したためにやむを得ない面もありますが、昨年 11 月 20 日にユネスコ総会で採択された「**平和、人**

権、持続可能な開発のための教育に関する勧告」の内容を反映することが強く求められます。

特に、勧告で指摘されている、VUCA とされる変化と不確実性が高い時代における適応力と創造力（急速に変化する環境や多様で移り変わりの激しい文脈に適応し、関与し、創造し、革新し、成功する能力）、偽情報や誤った情報、有害なコンテンツなどを察知し対処するためのメディアと情報のリテラシー（デジタルの安全性を高め、プライバシーを保護するために、偽情報や誤った情報、ヘイトスピーチ、ジェンダーに基づく暴力を含むあらゆる形態の暴力、有害なコンテンツ、オンライン上での虐待や搾取を察知し、それに対抗することができる能力）は、育みたい力として重要と考えます。

また、同勧告で示された 14 の指導原則も、今後の環境教育・ESD において考慮する価値があると考えます。

5. 環境教育の目的と視点に関し、強調したい視点の中には、自分たちが社会を変えることができるとの自負と意欲をユースが持つことができるような自己効力感醸成の重要性も明記される必要があると考えます。

6. 学校における環境教育、では、「ICT の活用」が明記されています。AI 等の科学技術の急速な浸透を想定すると、「学びのあり方」そのものを変えていく可能性が考えられます。

また、デジタルネイティブ世代の子どもが各学校段階の大半を占める現在、従来の自然体験型の環境教育の取組に大きな変化をもたらすと思われる。

また、高等教育段階ではデータサイエンス系の科目設定が求められていることから、ビッグデータを活用した環境問題へのアプローチや教材の開発にも繋がっていくことも予想されます。

本方針が、このような現実と齟齬をきたさないためにも、「ICT の活用」だけではなく、先端的な科学技術のリスクを踏まえながらも、「環境教育×DX の取組や施策」の検討が必要であることを加筆することを望みます。

なお、ICT を活用した学びの実践に関し、GIGA スクールの推進等によるポジティブな側面だけでなく、誤った情報や偽情報が氾濫する中で適切な情報を選びだすスキルの必要性やデジタル・デバイドを避けるための工夫など、注意すべき課題についても言及する必要があると考えます。

7. 協働取組を進めるうえで、中間支援機能は重要な役割を果たしますが、協働取組の推進に際して中間支援機能が不可欠であるかのような誤解を与える表現は不適切と考えます。

実際、多くの学校での連携の取組に際しては、学校教員が直接調整役を務めてきました。中間支援がなくとも協働取組を行う事例もあることを明らかにしたうえで、中間支援が効果的な役割を果し得るとの書きぶりにすると良いと考えます。

8. 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方に、「公平性、透明性の確保」が重要とありますが、併せて説明責任（accountability）に言及する必要があると考えます。透明性と説明責任の確保は、一体として語られるべき性格です。

9. 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての具体的な

施策に関しては、抽象的な表現が多く、具体性に欠ける傾向があるように思われます。

今後特に、以下の点が強調されるよう留意しつつ、具体的な施策の企画立案を進めることを期待します。

- ・体験活動を通じた学びに関し、小中学校における自然体験教育の充実とそのための教員研修、当面の間、学校での自然体験教育を支援するための仕組みの構築（自然体験指導員の雇用支援等）
- ・気候変動教育のような発達段階に応じた学びを実現するための、一機関でのホールスクールアプローチを超えた校種間連携促進のための仕組み・ガイドラインづくり
- ・部活動の地域移行の動向を踏まえながら、自然学校等の民間団体が部活動の一環として環境教育を担当したり、企業が環境教育の場や人材を提供したり、従来の運動部・文化部にとられない発想で環境教育の裾野を広げていく可能性の追記を望みます。子どもの居場所づくりにつながり、貧困家庭の教育機会の補填の機能も持つこととなります。
- ・次世代ユネスコ国内委員会のような、若者の意見を積極的に取り入れるための具体的な方策
- ・地方公共団体の職員研修に際して環境保全や持続可能な社会づくりに関する講座を積極的に設けるための、助成制度等の具体的な支援方策
- ・拠点機能整備に関し、「ア. 政府の拠点機能整備」、「イ. 地方公共団体の拠点整備に対する支援」に加え、ウとして、「ウ. 民間団体や企業、大学、社会教育施設等の拠点整備に対する支援」を追記し、行政以外の拠点整備への支援を明記する。

具体例としては、ESD 活動支援センター（全国・地方）に加え、全国で 180 以上に及ぶ地域 ESD 活動推進拠点や SDGs・ESD コンソーシアム、ユネスコスクール支援大学、公民館、動物園、水族館、博物館等の社会教育施設による活動への推進支援方策

10. 国際的な視点での取り組みに関しては、第 2 期 ESD 国内実施計画での重点的な取組の一つであるにも関わらず、書きぶりが極めて抽象的であり、施策の具体化が強く求められます。

特に、国際社会との協力に関し、国連をはじめとする国際機関や国際ネットワークとの連携強化について一つのパラグラフを追記し、ユネスコによる ESD for 2030 Net や Road to COP29、Green Education Partnership、気候変動枠組条約に基づく「気候変動に係るエンパワーメントのための行動に関するグラスゴー作業プログラム（Glasgow work programme on Action for Climate Empowerment：ACE）」、生物多様性条約 CEPA プログラム、UNEP、FAO 等による生物多様性教育に関する Education for Generation Restoration プログラムへの積極的な参加貢献を図るとともに、IUCN 教育コミュニケーションプログラム、日本発の SATOYAMA イニシアチブ国際パートナーシップ（IPSI）等へ引き続き積極的に貢献する旨を明記することが望まれます。

また、世界環境教育会議（World Environmental Education Congress：WEEC）への我が国からの参加貢献に対する支援の具体化も期待されます。

以上